

## 【資料6】

### 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会傍聴要領

### 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会

#### 1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付において必要な手続きを行った上で、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

#### 2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

#### 3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、委員長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。